

第31回原子力規制委員会（令和元年9月25日） 資料3 別紙1	確認したい事項	備考
<p style="text-align: center;">経過措置等（案）</p> <p>各規則の規定上又は運用上の取扱いとして、主に次の内容の経過措置等を設ける。</p> <p>なお、型式証明、型式指定、事業所外廃棄確認、運搬確認及びクリアランスに係る品質管理文書、申請中の溶接安全管理審査及び輸入燃料体検査、新規制基準未適合施設の設置工事認可等については、必要に応じて、今後運用上の取扱いを明確化することとする。</p> <p>○ 申請事項等が変更された手続について、いつまでに変更申請等を求めるかの期間を定める。なお、その変更申請等に対する認可等の処分が行われるまでの間は、従前の認可等に基づき各種行為は実施できることとする。</p> <p>○ 施設定期検査の廃止、定期事業者検査の導入等に伴い、検査の実施時期や記録の保存期間について、施設定期検査と定期事業者検査の間での法技術的な読み替えを行う。</p> <p>具体的には、次のような措置を設ける。</p> <p>（1） 認可申請における品質マネジメントに係る文書等の提出に係る猶予期間等</p> <p>① 廃止措置計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行日において廃止措置計画認可を受けている者に対し、品質マネジメント及び性能維持施設に係る文書に関し、施行日から6月以内に廃止措置計画の変更の認可申請を求める。</li> <li>・ 当該申請に係る処分までは、従前のおり廃止措置を実施できることとする。</li> </ul> <p>【別紙5-1（実用炉）、5-2（研開炉）、5-3（試験炉）、5-6（加工）、5-7（貯蔵）、5-8（再処理）、5-10（二種埋設）、5-11（廃棄物管理）及び5-12（核燃料使用）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各原子力施設において廃止措置中の施設の性能維持を要求することとしたことから、現在廃止措置段階にあって施設の性能維持が要求されていない研究開発段階発電用原子炉施設「ふげん」についても施設の性能維持を要求することとし、当該要求を適用しないこととした経過措置の規定（平成29年原子力規制委員会規則第5号附則第2条第4項）を削除する。</li> </ul> <p>【別紙5-2（研開炉）】</p> <p>② 容器承認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行日前に申請された容器承認（使用期間の更新を含む。）の承認については、なお従前のおりとする。</li> </ul> <p>【別紙5-16（外運搬）】</p>	<p>別途 確認予定</p>	

第31回原子力規制委員会（令和元年9月25日） 資料3 別紙1	確認したい事項	備考
<p>(2) 保安規定・保安措置の改正事項に係る猶予期間</p> <p>①保安規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安措置の改正事項に係る保安規定の変更認可申請について、施行日から6月以内に申請を求めらる。</li> <li>当該申請に係る処分(新規基準の審査として行われる場合には、その処分)までは、従前の保安規定を用いることによりこととする。</li> </ul> <p>【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、5-3(試験炉)、5-6(加工)、5-7(貯蔵)、5-8(再処理)、5-10(二重埋設)、5-11(廃棄物管理)及び5-12(核燃料使用)】</p> <p>② 保安措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安措置の改正事項について、上記①の保安規定の(変更)認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによりこととする。</li> <li>保安措置の改正事項について、令41条非該当使用者及び外運搬の委託を受けた者については、施行日から6月までの間は、従前の保安措置を講ずることによりこととする。</li> </ul> <p>【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、5-3(試験炉)、5-6(加工)、5-7(貯蔵)、5-8(再処理)、5-10(二重埋設)、5-11(廃棄物管理)、5-12(核燃料使用)、5-15(外廃棄)及び5-16(外運搬)】</p> <p>③ 施設管理目標及び施設管理実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安規定の変更認可までの間に行う定期事業者検査の開始前の報告については、施設管理目標及び施設管理実施計画に代えて、これに相当する内容(次回及び次々回の定期事業者検査の主な事項、例えば、開始予定日、当該施設の工事の方法及び時期、点検等の方法、実施頻度及び時期、工事及び点検等を実施する際に行う保安措置)を報告するものとする。</li> </ul> <p>【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、5-3(試験炉)、5-6(加工)、5-8(再処理)及び5-11(廃棄物管理)】</p> <p>(3) 定期事業者検査の実施時期</p> <p>①施行後最初の定期事業者検査の実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施行後最初の定期事業者検査の実施時期については、以下のとおりとする。</li> </ul>	<p>I. (法令の解釈の確認)保安規定の申請時期について、「施行日から6月以内に申請」とは、「施行日から6月間の間に申請」とは記載されていないため)施行日より前の事前申請は、調整事項として残していると解釈すればよいか。(本日提示資料参照)</p> <p>II. ①保安規定の2番目のポツとの関係で、「従前の保安措置を講ずることによりこととする」は、現行の保安規定に基づく保安活動を実施すればよいと読むのか。(今までの面談では、改正炉規則要求(例えば、保守管理⇒施設管理や、溶接事業者検査⇒使用前事業者検査など)は、現行の保安規定のQMS体系を維持しつつ、改正炉規則要求に対応するように実施(現行の社内規定において、読み替えや附則等で対応するか、保安規定に基づかないQMSを構築して対応)するように示唆を頂いているが、そうではなく、保安規定が認可されるまでの間は、現行の保安活動の継続(改正炉規則要求までは求めていない)を認めて頂いたと理解してよいのか。)</p> <p>III. ①保安規定の1番目のポツでは「保安規定の変更認可申請」とし、②の1番目のポツでは「上記①の保安規定の(変更)認可申請を行った者」とあり、②の保安措置は現行法の下で保安規定がない建設炉を含めて措置されていると読むのか。</p> <p>IV. 定期事業者検査については、具体的な措置が求められているが、②保安措置の1番目のポツ「従前の保安措置を講ずることによりこととする。」との関係で、(II.の認識ではなく)特段記載のない使用前事業者検査は事業者が何らな措置(例えば、工事の方法等を社内QMSに定め、それに従って実施する等)を行えばよいとされたのか確認したい。(本日提示資料参照)</p>	<p>I. の関連確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 設工認についても事前申請は調整事項として残していると解釈すればよいか。(本日提示資料参照)</li> </ul> <p>II. の関連確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新たな保安規定の認可までの間は、新たな設工認の認可はしないということを示しているのか。</li> <li>✓ 新たな保安規定の認可までの間は、認可・届出不要の工事は、保守管理として現行どおり管理することを認めているのか。</li> <li>✓ 新たな保安規定の認可までの間は、溶接事業者検査を継続することを求めているのか。</li> <li>✓ 新たな保安規定の認可までの間は、従前の保安規定に基づき定期事業者検査の独立性などは要求されないのか。(品管規則、設置許可本文11号への適合時期)</li> </ul>

第31回原子力規制委員会（令和元年9月25日） 資料3 別紙1	確認したい事項	備考
<p>ア) 新規制基準に適合している施設及び廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：  施設定期検査が終了した日以降13月又は12月を超えない時期</p> <p>イ) 新規制基準に適合している発電用原子炉施設であって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：  施行日において定期事業者検査に統合</p> <p>ウ) 新規制基準に適合している施設（発電用原子炉施設を除く。）であって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：  施行日以降12月を超えない時期</p> <p>エ) 廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：  施行日において定期事業者検査に移行</p> <p>オ) 新規制基準に適合していない施設であって、施行日前日において定期施設検査を実施中のもの：  施行日において定期事業者検査に移行</p> <p>カ) 廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要しないもの：  施行日以降13月を超えない時期</p> <p>【別紙5-1（実用炉）、5-2（研開炉）5-3（試験炉）、5-6（加工）、5-8（再処理）、及び5-11（廃棄物管理）】</p> <p>②安全性向上評価の実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年の規則改正後に安全性向上評価を行った実用炉については、今回の改正規則の施行後最初の安全性向上評価の実施時期について、「定期事業者検査が終了した日以降6月を超えない時期」を「施設定期検査が終了した日以降6月を超えない時期」と読み替える。  【別紙5-1（実用炉）】</li> <li>平成25年規則改正後に安全性向上評価を行っていない発電炉及び加工施設については、安全性向上評価の実施時期について、平成25年改正規則附則中「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降6月を超えない時期」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降6月を超えない時期」に改める。  【別紙5-1（実用炉）及び5-6（加工）】</li> </ul> <p>(4) 記録の内容及び保存期限の変更に係る経過措置等</p> <p>①記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正される記録事項について、従前の保存期限まで保存を求める。  【別紙5-1（実用炉）、5-2（研開炉）、5-3（試験炉）、5-6（加工）、5-7（貯蔵）、5-8（再処理）、5-10（二重埋設）、5-11（廃棄物管理）及び5-12（核燃料使用）】</li> <li>施行日に保存している施設定期検査の結果の保存期間について、「次の検査の時まで」を「次</li> </ul>		

第31回原子力規制委員会（令和元年9月25日） 資料3 別紙1	確認したい事項	備考
<p>の定期事業者検査の時まで」と読み替える。</p> <p>【別紙5-1（実用炉）、5-2（研開炉）、別紙5-3（試験炉）、5-6（加工）、5-7（貯蔵）、5-8（再処理）、5-10（二種埋設）及び5-11（廃棄物管理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間が延長される記録（令第41条非該当使用者に係るもの）について、新たな保存期間を適用する。</li> </ul> <p>【別紙5-12（核燃料使用）】</p> <p>②経年劣化技術評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経年劣化に関する技術評価を新たに規定する4つの事業規則において、改正前の「経年変化に関する技術的な評価」を「経年劣化に関する技術的な評価」と、「～施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間（試験炉にあっては、十箇年）の計画」を「長期施設管理方針」とそれぞれみなす。</li> </ul> <p>【別紙5-3（試験炉）、5-6（加工）、5-8（再処理）及び5-11（廃棄物管理）】</p>		